

議案第46号

基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正について

基山町中小企業小口資金融資条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町中小企業小口資金融資条例の一部を改正する条例

基山町中小企業小口資金融資条例（昭和45年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「基山町商工会」を「融資機関」に改める。

第9条第2項中「、商工会」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

佐賀県の融資制度見直しに伴い、融資に関する手続を中小企業が金融機関と直接できるようにすることで、融資実行の迅速化と融資利用促進を図るため、基山町中小企業小口資金融資条例を改正する必要がある。

令和5年12月15日原案可決